

# 官報

## 号外 昭和三十年五月三十日

### ○第二十二回 参議院會議録第十七号

昭和三十年五月三十日(月曜日)午前十時二十分開議

議事日程 第十七号

昭和三十年五月三十日

午前十時開議

第一 開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
(委員長報告)

第二 計量法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

第三 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 森下 政一君  
大蔵委員 松澤 兼人君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 松澤 兼人君  
大蔵委員 森下 政一君

同日内閣から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

韓国海産物輸入に伴うわが国漁獲漁業に及ぼす影響についての質問主意書(青山正一君提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日委員長から左の報告書を提出した。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

日本学校給食会法案  
文教委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

計量法等の一部を改正する法律案可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十二年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法の一部を改正する法律案  
開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「一億五千万円」を「二億円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開拓融資保証法第五條第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十年度において出資するものとする。

〔江田三郎君登壇、拍手〕

○江田三郎君 たいだいま議題となりまして開拓融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

開拓融資保証法は、すでに御承知の通り、開拓者の団体と政府または都道府県との共同の出資によって設立された開拓融資保証協会が、会員たる開拓農業者協同組合等の金融機関に対し負担する債務を保証し、開拓者の営農に必要な資金の融通を円滑にして、開拓地における農業生産力の発展と農業経営の確立を促進するため、昭和二十八年七月から施行されたものであります。政府は本法第五條の規定するところによつて、中央開拓融資保証協会に對して出資することになっており、政府の出資額は現在一億五千万円であり、本制度に對する開拓者の加入が漸次増加し、営農の進展と相俟つて

資金の需要が増大して、中央開拓融資保証協会の基金の現状をもつては開拓者の債務保証の要請に應じがたい状態に立ち至りましたので、政府は中央開拓融資保証協会に對して、昭和三十年年度一般会計から、さらに五千万円を追加出資して、その保証力を増強し、開拓農短期資金の融通をはかることとするのが本法案提出の趣旨及びその内容であります。

委員会におきましては、まず農林省當局から本法案提案の理由、開拓農の概要、開拓農短期資金の需要、開拓融資保証制度の運営状況及び本法案によつて今回政府において増資せんとする五千万円の算定基礎等について説明を聞き、続いて質疑に入り、農林省あるいは建設省當局に對して、開拓政策の刷新確立、開拓農の基本方針、開拓融資の疏通均霑、開拓農資金の需要増加と保証協会に對する政府出資の拡大、開拓農に對する災害救済制度、住宅対策及びこれに基く用地計画並びに農地と住宅用地との調整、開拓農協同組合の現況、一般農協同組合と開拓農協同組合との関係及び両者統合の是非、未墾地の買収及び買収未墾地の処理状況、駐留軍等による農地の接収とその対策、その他諸般の問題について、その見解あるいは実情がたゞされませんでしたところ、開拓農の基本方針については、現状においては従来の方式によるが、米麦中心の営農の行き詰りに對して、今後は開拓農に對する政府の出資を漸増することは趣旨として了承されるのであつて、開拓農協同組合を育成

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十二年五月九日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

昭和三十年五月三十日 参議院會議録第十七号 計量法等の一部を改正する法律案外一件

し、資金借り入れ能力の強化と相俟つて増資することに努めたい、開拓務農の災害救済制度についてはその実現を期したい、住宅建設用地については、基本的には農地ではできるだけつぎなきことを望むものであつて、建設当局は農林当局と緊密な連絡のもとに善処したい、農地の接取については大局からみてやむを得ないものにとどめ、極力支障の少い農地を選定し、被害を最小限度にとどめ、できるだけ十分な補償に努めたい等の趣旨のことが述べられたのでありまして、これが詳細は會議録に載ることを御了承願ひたいのであります。

かくして討論に入り、格別の発言もなく、採決の結果、全会一致をもって本法律案は、政府提出原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第二、計量法等の一部を改正する法律案  
日程第三、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)  
以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長吉野信次君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕  
計量法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年五月二十六日  
参議院議長 益谷 秀次  
衆議院議長 河井彌八君  
計量法等の一部を改正する法律案

第一条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第十九号中「日本電信電話公社」を「通商産業大臣」に改める。

第十六条第四号中「主要な設備」を「設備であつて、通商産業省令で定めるもの」に改める。

第十九条第一項第三号及び第二十六号第一項中「製造のための設備」の下に「であつて、第十六条第四号の通商産業省令で定めるもの」を加える。

第三十七条第四号中「主要な設備」を「設備であつて、通商産業省令で定めるもの」に改める。

第三十八条第一項第三号及び第四十二号第一項中「修理のための設備」の下に「であつて、第三十七条第四号の通商産業省令で定めるもの」を加える。

第七十九条中「最大目盛の示す量」を「秤量」に改める。  
第九十七条の次に次の一条を加える。

(比較検査の対象)  
第九十七条の二 比較検査は、政令で定める計量器でなければ、受けることができない。

第三百三十五条第一項第二号中「通商産業省令」を「第四百四十五条第一項第二号の政令」に改め、同項第三号中「政令」を「第四百四十五条第一項第三号の政令」に改め、同条第二項中「通商産業省令」を「第四百四十五条第二項の通商産業省令」に改める。

第四百四十五条第一項第二号中「第三百三十五条第一項第二号」を削り、同項第三号中「第三百三十五条第一項第三号」を削り、同条第二項中「第三百三十五条第二項」を削る。

第五百五十六条第一項第一号中「第三百三十五条第一項第二号」を「第四百四十五条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第三百三十五条第一項第三号」を「第四百四十五条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第三百三十五条第二項」を「第四百四十五条第二項」に改める。

第二百六十六条の見出しを「(計量行政審議会への諮問)」に改め、同条中「第三百三十五条第一項第三号」を「第四百四十五条第一項第三号」に、「第三百三十五条第一項第二号及び第二項」を「第四百四十五条第一項第二号及び第二項」に、「公職会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。」を「計量行政審議会に諮問しなければならない。」に改める。

第二百二十一条を次のように改める。  
(基準器等の貸付)  
第二百二十一条 通商産業大臣は、検定、原型検査、容量検査、第三百三十二条第一項の検査、定期検査、第四百四十九条の検査又は第四百五十四条第一項の規定による検査に必要な基準器その他の用具であつて、通商産業省令で定めるもの(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の適用を受けるものを除く)を、都道府県知事又は特定市町村の長に無償で貸し付けなければならない。

第五十七條第一項中「三年六箇月」を「六年六箇月」に改め、同条第二項及び第三項中「三年九箇月」を「六年九箇月」に改め、同条第四項中「四年」を「七年」に改め、同条第五項中「八年」を「十一年」に改め、第六十四条第四項中「八年」を「十一年」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和三十年六月一日から施行する。  
2 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「カンデラの標準器」の下に「ホンの標準器」を加える。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕  
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年五月二十六日  
参議院議長 益谷 秀次  
衆議院議長 河井彌八君  
(小字及び一は衆議院送付)

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案  
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案  
自転車競技法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕  
自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

題名を次のように改める。  
自転車競走法等の特例に関する法律

第一条第一項中「一については、二の下に」を「一を加える。」

第二条第一項中「振興を図るため、二の下に」を「一を加え、同条に次の一項を加える。」

5 主務大臣は、第一項又は前項の計画を定めようとするときは、機械工業振興協議会に諮問しなければならない。

第三条中「収入とすべき金額は、」の下に「当分の間、」を加える。

第五条の次に次の四条を加える。

2 協議会は、主務大臣の諮問に応じ、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

4 委員は、非常勤とする。

昭和三十二年五月三十日 参議院会議録第十七号 計量法等の一部を改正する法律案外一件

5 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

6 前各項に定めるものの外、競争の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

2 競輪運営審議会の委員の数は、

第二十五条第一項の表中

競輪運営審議会	自転車競走の運営に関する重要事項及び自転車競走の制度に関する重要事項を調査審議すること。
機械工業振興協議会	関係各大臣の諮問に応じ、自転車競走法等の〇〇特例に関する法律(昭和二十九年法律第六十九号)によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

改める。

〔吉野信次君登壇、拍手〕

〇吉野信次君 たいだいま二つの法律案が上程されております。これにつきまして商工委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

一つは、計量法等の一部を改正する法律案でありまして、この改正案は、昭和二十六年に制定せられた計量法及び同法施行法のその後の実施の経過にかんがみまして、若干の改正をいたそうというのが内容であります。計量法の方の改正点は二つございま

自転車競走法第十七条第二項の規定にかかわらず、二十人以内とする。

附則  
昭和三十三年三月三十一日限りで改め第七項を第五項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

自転車競走場の設置の許可  
その他自転車競走の運営に関する重要事項を調査審議すること。

に

を

始めることになっております。積算体積計等十一種類の計量器につきましては、その検定等の開始を三カ年間延期する。こゝういふ改正であります。当委員会におきましては、本改正法案の中心になっておきます手数料を国の方から地方の方に移す、それから直接に本法との関係はございませぬが、メートル法の実施の問題、それから計量法と電気測定法との関係というよりな点がいろいろ問題になりました。政府との間の質疑が行われたのであります。詳細は速記録に譲ることといたしたいと存じます。

かくして質疑を終了いたしました。討論を省略いたしました。全会一致、政府原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。それから第二の議題は、自転車競走法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案であります。

これは御承知の通り、現行の自転車競走法等の臨時特例に関する法律は、昨年第十九国会におきまして自転車競走法等の国庫納付金制度にかわるべき納入金制度を設けまして、これを財源として自転車産業者の振興費に充てるために臨時措置として制定されたもので、去る三月でありましたが、改正いたしました。五月末日までその効力を持っております。こゝういふのを、今回この特例法を失効いたしました後の善後措置に関しまして、政府におきましていろいろ検討を加えましたが、まだ根本問題、つまり競輪などをどうするかという点につきましては、政府の方でまだ結論が出ておりませんので、今回通商産業大臣の諮問機関とし

ての競輪運営審議会などにおいて、基本問題というものを調査審議できるような措置を講じて、その結論が得られざるまでは、現行の臨時特例法というものを存続させよう、こゝういふ趣旨で本改正案が提出されたのであります。

そのおもなる要点を申し上げます。第一点は、機械工業振興協議会というものを新たに制度上設けまして、主務大臣が納入金の使途について計画を定めず場合に、その計画が妥当であるかどうかという点を確保するために、この協議会に諮問しなければならないという点であります。第二点は、商工組合中央金庫が自転車振興会連合会などから委託された業務に関する会計につきまして、運営の万全を期するために会計検査院の検査を受けなければならないという点にいたしました。第三は、既存の競輪運営審議会というものを改組拡充いたしました。競輪の制度に関する重要事項を調査審議することの規定を新たに加えたこと、こゝういふ点でございます。なお、この法律案につきましては、衆議院において修正が行われましたので、その修正点を申し上げます。政府の原案では、本法は「当分の間」施行されると、こうなっております。衆議院の修正案は期限を付したのを、昭和三十三年三月三十一日まで有効とするということにいたしました点でありまして、これに伴って所要の修正が加えられた、こゝういふのが衆議院の修正案でございます。

本委員会におきましては、競輪というものを現下の情勢のもとにおいて、今の形でそのまま存続するがいかど

官報(号外)

うかと、こゝろ基本問題に議論が集中いたしましたので、委員の間の質問、それから参考人の出席を求めまして、世論の動向などを調査いたしました。いろいろ審議いたしましたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて討論採決の結果、本法草案は全会一致をもちまして、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、次の付帯決議を全会一致をもって付することに決定いたしました。その付帯決議は二カ条ございました。第一、競輪、競馬、オート・レース、モーター・ボート・レース等、一切の射的的行為は現下の社会情勢にかんがみ、すみやかに禁止もしくは制限せらるべきものであり、特に、競輪について政府は現行制度に検討を加え、その改廃に關し次の通常国会までに適切な措置を講じなければならぬ。

二、競輪施行者並びに自転車振興会等の運営及び経理の現状は遺憾の点少なくないと認められるから、政府はすみやかに必要な措置を講じ、これが監督を強化し、競輪の健全な運営をはかるように善処しなければならぬ。こゝろいふのであります。

右、委員会の結果を御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河井清八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。  
まず、計量法等の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(河井清八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井清八君) 次に、自転車競技法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(河井清八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井清八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○本日の會議に付した案件  
一、日程第一 開拓融資保証法の一部を改正する法律案  
一、日程第二 計量法等の一部を改正する法律案  
一、日程第三 自転車競技法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。  
議長 河井 清八君  
副議長 重宗 雄三君  
議員  
加賀山之雄君 柏木 庫治君  
奥むめお君 井野 頂哉君  
山川 良一君 森田 義衛君  
村上 義一君 宮城タマヨ君  
溝口 三郎君 三木與吉郎君

- 廣瀬 久忠君 野田 俊作君  
豊田 雅孝君 常岡 一郎君  
土田 國太郎君 田村 文吉君  
新谷寅三郎君 佐藤 尙武君  
後藤 文夫君 岸 良一君  
北 勝太郎君 滝井治三郎君  
青柳 秀夫君 石井 桂君  
吉田 萬次君 酒井 利雄君  
佐藤清一郎君 高橋 衛君  
宮本 邦彦君 橋川 信夫君  
大矢半次郎君 石村 幸作君  
木内 四郎君 石原幹市郎君  
松岡 平市君 劍木 幸弘君  
一松 政二君 山本 米治君  
西郷吉之助君 左藤 義隆君  
那 祐一君 寺尾 豊君  
山縣 勝見君 草葉 隆園君  
井上 清一君 島津 忠彦君  
山本 經勝君 大谷 實雄君  
雨森 常夫君 宮澤 喜一君  
西岡 ハル君 横山 フク君  
重政 廣徳君 鹿島守之助君  
加瀬 完君 加藤 武徳君  
神原 亨君 高橋進太郎君  
上原 正吉君 永岡 光治君  
伊能繁次郎君 仁田 竹一君  
田中 啓一君 岡田 信次君  
小瀧 彬君 古池 信三君  
三輪 貞治君 平井 太郎君  
白波瀧米吉君 西川基五郎君  
秋山俊一郎君 湯山 勇君  
中川 以良君 吉野 信次君  
池田宇右衛門君 岩沢 忠恭君  
内村 清次君 阿具根 登君  
河合 義一君 岡 三郎君  
近藤 信一君 小林 亦治君  
森下 政一君 佐多 忠隆君  
江田 三郎君 小林 孝平君

- 久保 等君 森崎 隆君  
高田なほ子君 矢嶋 三義君  
戸叶 武君 山田 簡男君  
天田 勝正君 松本治一郎君  
中田 吉雄君 三橋八次郎君  
千葉 信君 羽生 三七君  
三木 治朗君 實孫 益君  
山下 義信君 野村吉三郎君  
市川 房枝君 小幡 治和君  
東 隆君 紅澤 みつ君  
最上 英子君 中川 幸平君  
菊田 七平君 井村 徳二君  
木島 虎蔵君 白川 一雄君  
松浦 清一君 武藤 常介君  
三浦 義男君 鈴木 一君  
松澤 兼人君 鈴木 常三君  
三好 英之君 石坂 豊一君  
一松 定吉君 松原 一彦君  
笹森 順造君
- 通商産業大臣 石橋 湛山君  
農林政務次官 吉川 久衛君  
政府委員

定価 一部 十五円  
發行所 東京都新宿区市右衛門町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三三一 発売百報社